# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護事務では、事務の一部を部外者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

大阪府泉南市長

### 公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

②所属長の役職名

生活福祉課長

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	生活保護に関する事務					
②事務の概要	生活保護法、生活保護法施行規則及びこれらに基づく条例、規則並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務処理において、特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護の実施に関する事務 ②職権による生活保護の開始若しくは保護の変更 ③生活保護の開始や変更に係る申請の受理・事実についての審査・応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答⑥保護に関する費用の返還に伴う事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務					
③システムの名称	生活保護システム(標準準拠システム稼働前) 生活保護システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 団体内統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 団体内統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
生活保護情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	①番号法 ・第9条第1項 別表第一の15の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条 ③番号法第9条第2項に基づく条例					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 「情報提供者」欄が「市町村長」の項のうち、「特定個人情報」欄に「生活保護関係情報」が含まれる項 (番号法別表第二第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 2. 別表第二における情報照会の根拠 「情報照会者」欄が「都道府県知事等」の項のうち、「事務」欄に「生活保護関係事務」が含まれる項(番号法別表第二第26の項)					
5. 評価実施機関における	担当部署 					
①部署	福祉保険部生活福祉課					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
請求先	福祉保険部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号	電話 072(483)3473						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ							
連絡先	福祉保険部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号	電話 072(483)3473						
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[ ]適用した						
適用した理由								

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
	項目評価書		ͻ <del>;</del> ;ʹʹʹϹ϶ͻϤ·Ϙ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	及び 及び	全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分でお	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて(					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分でむ	<b>5</b> る ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>5</b> 8 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分です	<b>ある</b> ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて( 2) 十分である 3) 課題が残されて(					
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提	供を除く。)	0 ]	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	ι	1		<選択肢> 1) 特に力を入れて( 2) 十分である 3) 課題が残されて(					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]#	接続しない(入手)	[	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分でを	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて(					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されてし					

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[	]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	登録や目標を含まれる。 ・特保の しん はん はん はん はん はん ない はん ない はん ない はん ない はん	登録の際には、本人 会は3情報による照会 認を経ることとしてい 次のような対策を を防止する対策を 報を受け渡す際(US なマスキング処理等 一入りの書類を更が必ずが 一入りの書類をブルチ がなども書類やUSI 報を含し人情報が含さ	からのマイナ をを行うことを る。またる。 じているだ事 り込んだ事 のは いながまり いない いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる	登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報を厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有すに用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによい、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が適定できる書棚等に保管することを徹底する。かか、ダブルチェックを行う。スが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ				

9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 3 法令上の根拠	②番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・ 総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1項から第7項	②番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・ 総務省令第5号) ・別表第一省令第15条	事後	
平成28年12月27日	I 5 ②所属長	生活福祉課長 東野 雅毅	生活福祉課長 灰野 隆	事後	
平成28年12月27日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成28年11月30日時点	事後	
	II 2 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
平成28年12月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年5月31日時点	事後	
平成31年4月25日	I 5 ②所属長	生活福祉課長 灰野 隆	生活福祉課長	事後	
平成31年4月25日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成28年11月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成28年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	IV リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和3年1月12日	I -5-①部署	健康福祉部生活福祉課	福祉保険部生活福祉課	事後	
令和3年1月12日	I −8連絡先	健康福祉部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一 丁目1番1号 電話 072(483)3474	福祉保険部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一 丁目1番1号 電話 072(483)3473	事後	
令和3年9月1日	I−4−②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	根拠法令の見直しによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	利益の保護の宣言	定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個 人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー	泉南市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和3年9月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1③システムの名称	生活保護システム・団体内統合宛名システム・ 中間サーバー	生活保護システム(標準準拠システム稼働前) 生活保護システム(標準準拠システム(別添PDF のとおり)) 団体内統合宛名システム(標準準拠システム稼 働前) 団体内統合宛名システム(標準準拠システム(別 添PDFのとおり)) 中間サーバー	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番 1号 電話 072(483)0001	福祉保険部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一 丁目1番1号 電話 072(483)3473	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
	IV8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新規	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含また、必ず認を経るには4情報又は住所を含また、必ず認を経るにならでかた上で上長の最終確る局が変している。また、人手が介在す対し、のような対策を講じている。か発生するいるが発生では次のような対策を書がしている。が発生するいるが発生で共有個人情報を受け渡す際(USBメモリをスクに対し、事務を受け渡す際(USBメモリをスクに対し、事務を受け渡す際(USBメモリをスクに対し、事務を受け渡す際に、暗ラグ史施したことの確認を複数人で行う。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないダブルチェックを行う。・マイナコンバー入りの書類を郵送等する際特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施定で乗る、がないかないがないかないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがな	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	Ⅳ11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更